

議案第15号「調布市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）」の骨子について

1 改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、感染症の定義を整備するため、改正を行うものです。

2 改正内容

条例で引用している新型コロナウイルス感染症を定義した法の条項が廃止となったため、同じ内容の定義を条例に直接設けます。（附則第4項関係）

【法と条例の対照関係】

改正前の条例（附則）		改正後の条例（附則）
<p>4 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染し、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われることが医師等により証明されるときに限る。以下同じ。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（当該3日を経過した日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に限る。）から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。</u></p>	<p>【引用元（法附則）】  <u>第1条の2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第3項において同じ。）</u>  <b>【後略】</b>                      ※法改正により規定廃止</p>	<p>4 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染し、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われることが医師等により証明されるときに限る。以下同じ。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（当該3日を経過した日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に限る。）から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。</u></p>

3 施行期日 公布の日

（参考）被用者への傷病手当金の支給実績等

- ・支給実績 3件 186,471円（2月26日時点）
- ・対象期間 令和3年6月末まで延長（延長前は3月末まで）